

資料 13

保存種別第1種(絆)

庁内各局部課長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁乙生発第16号
警察庁乙官発第39号
警察庁乙刑発第13号
平成11年12月16日
警察庁次長

女性・子どもを守る施策実施要綱の制定について(依命通達)

最近、女性・子どもが被害者となった殺人、強姦、強制わいせつ等の犯罪が増加傾向にあるとともに、女性に対するつきまとい事案や夫から妻への暴力事案、子どもに対する声掛け事案や児童虐待事案に関する相談件数が増加傾向にあり、中には、凶悪事件に発展するものも少なくないなど、女性・子どもが被害者となる犯罪等が社会的に大きな問題となっているところである。

また、本年に入り、国内的には、男女共同参画審議会による女性に対する暴力根絶に向けた基本的方策「女性に対する暴力のない社会を目指して」の内閣総理大臣への答申、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)の成立及び施行等がなされる一方、国際的には、国連において、人(特に女性と児童)の密輸に関し、議定書の策定に向けた審議が進められるなど、女性・子どもを犯罪等の被害から守ることが国内的にも国際的にも強く要請されているところである。

こうした諸情勢を踏まえ、女性・子どもが被害者となる犯罪等については、刑罰法令に抵触する事案につき適切に検挙措置を講ずることはもとより、刑罰法令に抵触しない事案についても、国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、警察として積極的に対策を講じる必要がある。

そこで、このたび、別添のとおり、「女性・子どもを守る施策実施要綱」を制定したので、各都道府県警察においては、この趣旨に沿って効果的な措置を講ずることとされたい。

命により通達する。

別 添

女性・子どもを守る施策実施要綱

第1 ボランティア、自治体等との連携による女性・子どもを守る施策の推進

犯罪の予防は警察のみで達成できるものではなく、個人の自助努力、地域社会の取組み及び自治体等と連携した犯罪に遭いにくい生活環境づくりが、それぞれ相まって初めて可能となるものであり、特に犯罪の被害者となりやすい女性・子どもをその被害から守るためには、これらの相乗効果が重要となる。

このような観点から、警察としては、女性・子どもの生命、身体及び財産を守るため、女性・子どもが被害者となる事案の発生するおそれのある場所におけるパトロールの強化等の活動を行うのみならず、次のとおりボランティア、自治体等と連携した女性・子どもに対する犯罪の未然防止対策に取り組むこととする。

1 女性・子どもに対する防犯指導の実施等

(1) 女性・子どもを対象とした地域安全情報の提供

地域住民に対し、地域における性犯罪、ひったくり、子どもに対する声掛け事案等女性・子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口等の情報（以下「地域安全情報」という。）を交番・駐在所広報紙、警察本部のホームページ等により提供すること。

(2) 女性・子どもを対象とした防犯指導の実施、防犯機器の貸与等

女性・子どもが路上等において被害に遭い又は遭うおそれがある際の対応方法や防犯ブザー、ホイッスル等の防犯機器の活用方法、「子ども110番の家」等の緊急避難所の利用方法、護身術等の指導に係る講習会を地域、職域、学校等を単位として実施すること。

また、防犯ブザー、ホイッスル等の防犯機器を、警察署、交番、駐在所に配備し、夜間に帰宅する女性・子どもでその使用を希望する者に対して貸し出すなどの措置をとるよう努めるとともに、防犯協会に対し、これらの防犯機器の販売、貸出、配布等の事業の実施を働き掛けること。

2 自主的防犯活動への支援

(1) 自主的なパトロール活動に対する支援

防犯ボランティアによる自主的なパトロール活動に対し、地域安全情報の提供を含め適切な指導助言を行うとともに、警察官が同行しての合同パトロールの実施、防犯ボランティアの活動についての広報等により支援すること。

(2) 「子ども110番の家」に対する支援

女性・子どもが被害に遭い又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察等への通報を行う「子ども110番の家」に対して、保護の要領、警察への通報等に関するマニュアルの配布、講習会の実施、地域安全情報の提供等の支援を行うこと。

(3) 子ども発見ネットワークの構築

「子ども110番の家」、防犯ボランティア、商店、郵便局、新聞販売所等と連携して、子どもが行方不明になった場合に搜索、発見活動を行うネットワークを地域ごとに構築すること。

なお、その運用に当たっては、事件性を考慮の上、実施すること。

3 安全・安心まちづくりの推進

女性・子どもが性犯罪、ひったくり、声掛け事案等の被害に遭わないために、自治体等と連携して防犯灯の設置等がなされた道路、公園を整備するなどの、安全・安心まちづくりを推進すること。

第2 被害に遭った女性・子どもへの支援等

性犯罪等の被害者に対する支援は、被害者対策要綱（平成8年2月1日付け警察庁乙官発第3号、警察庁乙生発第2号、警察庁乙刑発第2号、警察庁乙交発第4号、警察庁乙備発第2号、警察庁乙情発第1号）に基づき推進されているところであるが、つきまとい事案、夫から妻への暴力事案、児童虐待事案等重大な犯罪に発展するおそれがあるにもかかわらず、刑罰法令に抵触しない、夫婦間又は親子間の事案であるなどの理由により警察として消極的な対応をとりかねない、又は事案への対応が困難となるといった問題を有する事案についても、昨今の情勢に照らし、重大な犯罪の未然防止を図るとともに、被害に遭った女性・子どもの立直りを支援するため、積極的な対応が求められる。

このような観点から、次のとおり警察として被害に遭った女性・子どもへの支援に取り組むこととする。

1 つきまとい事案及び夫から妻への暴力事案に対する取組み

(1) つきまとい事案及び夫から妻への暴力事案に悩む女性の立場に立った対応の推進

つきまとい事案及び夫から妻への暴力事案に対しては、次の方針で対応すること。

ア 刑罰法令に抵触する事案については、被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講ずる。

イ 刑罰法令に抵触しない事案についても、事案に応じて、防犯指導、自治体の関係部局、弁護士等の他機関への紹介等の方法により、適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には、相手方に指導警告するなどして、被害女性への支援を行う。

(2) 体制の整備

女性警察職員による被害相談体制の整備については、被害者対策要綱においても定められているところであるが、各都道府県警察の実情に応じて可能な限り、女性警察職員を担当者とする「女性に対する暴力」対策係を各警察署に設置するなどの措置をとるとともに、「女性相談交番」及び鉄道警察隊における「女性被害相談所」の増設を図るなど、被害女性からの相談への対応、他機関との連絡等を適切に行い得る体制を整備すること。

(3) 被害女性の精神的被害の回復への支援

相談に係る事案につき検挙、指導警告等が実施された後であっても、被害女性が不安を訴えるなどの場合には、被害者相談専門要員又は医師等の部外委嘱者によるカウンセリングの実施、既に構築されている「被害者支援連絡協議会」等を通じた関係機関・団体等との連携等により、継続的に被害女性への精神的被害の回復への支援を実施すること。

2 児童虐待に対する取組みの強化及び被害少年の保護

(1) 児童虐待に対する取組みの強化

各種活動を通じて、児童虐待事案の早期発見に努めるとともに、関係部門間の緊密な連携により、組織としての認知情報の集約に努めること。

また、児童相談所等への通告を行うほか、児童相談所等の関係機関・団体と連携を図りながら、少年サポートセンターが中心となって、被害児童の適切な保護に努めること。

さらに、刑事事件として取り扱うべき事案については、適切に検挙措置を講ずること。

(2) 被害少年の保護

犯罪等の被害に遭った少年の保護については、少年警察活動要綱（平成8年10月16日付け警察庁乙生発第13号）、被害者対策要綱等に基づき推進しているところであるが、本年11月1日に施行された児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号、以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）に、児童の保護等について規定されていることを踏まえ、次の点に留意した取組みの一層の充実を図ること。

ア 少年の福祉を害する犯罪に対しては、児童買春・児童ポルノ法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、刑法（明治40年法律第45号）等を適用し、厳正に対処すること。

イ 被害少年からの事情聴取に当たっては、事件の態様、被害少年の身体的及び精神的被害の状況等を勘案して、女性警察官等の適任者に担当させること。

ウ 被害少年に対しては、必要に応じ、少年の心理、生理その他少年の特性に関する知識や少年の取扱いに関する技術を有する少年補導職員、少年相談専門職員等によるカウンセリング等の継続的支援を実施すること。

3 犯罪の被害に遭った女性・子どもの支援

被害者対策要綱に基づき、被害者への情報の提供、被害者の精神的被害の回復への支援等の被害者支援に努めているところであるが、本要綱の趣旨をも踏まえ、なお一層の推進に努めること。

第3 資機材の整備等

防犯機器の普及、「子ども110番の家」等の自主的防犯活動に対する支援、被害に遭った女性・子どもへの支援等のために、資機材の整備等必要な措置を講ずるよう努めること。